

みなし決議に関する令和5年度第1回理事会議事録

- 1 令和5年度第1回理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容
 - 第1号議案 令和4年度事業報告の件
 - 第2号議案 令和4年度決算報告の件
 - 第3号議案 評議員及び役員の辞任に伴う補欠選任候補者の推薦の件
 - 第4号議案 令和5年度定時評議員会及び第2回理事会の開催の件
- 2 1の事項を提案した理事
理事長職務代行者常務理事 入 澤 幸
- 3 令和5年度第1回理事会の決議があったものとみなされた日
令和5年6月9日

理事長職務代行者常務理事 入澤 幸が、上記第1回理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案について令和5年6月9日付書面により、理事の全員から同意の意思表示を得た。したがって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条に基づき、当該提案を可決する旨の第1回理事会の決議があったものとみなされた。

なお、理事長職務代行者及び常務理事の職務執行状況の報告については書面で報告し、次回の理事会において口頭での報告を行うこととした。

上記のとおり、令和5年度第1回理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

令和5年6月9日

公益財団法人東京都区市町村振興協会

議事録作成者

理事長職務代行者常務理事 入 澤 幸

みなし決議に関する令和5年度第2回理事会議事録

- 1 令和5年度第2回理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容
第1号議案 理事長の選定の件
- 2 1の事項を提案した理事
理事長職務代行者常務理事 入澤 幸
- 3 令和5年度第2回理事会の決議があったものとみなされた日
令和5年6月27日

令和5年6月27日に令和5年度定時評議員会が開催され、提出した議案は全て決議された。同日、入澤理事長職務代行者常務理事より下記の第1号議案についての提案書の提出があり、事務局より選任された理事及び監事に同提案書を発したところ、当該提案につき、令和5年6月27日付書面により理事全員からの同意及び監事から異議のない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条に基づき、当該提案を可決する旨の第2回理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、令和5年度第2回理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

令和5年6月27日

公益財団法人東京都区市町村振興協会

議事録作成者

理事長職務代行者常務理事 入澤 幸

みなし決議に関する令和5年度第3回理事会議事録

- 1 令和5年度第3回理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容
 - 第1号議案 東京都特別区・市・町村議会議長会友好代表団訪中事業助成金の増額の件
 - 第2号議案 令和5年度収支予算書(補正予算第1次)の件
 - 第3号議案 臨時評議員会への提案事項の件
- 2 1の事項を提案した理事
理事長 吉 住 健 一
- 3 令和5年度第3回理事会の決議があったものとみなされた日
令和5年8月21日

理事長吉住健一が、上記第3回理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和5年8月21日付書面により、理事の全員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条に基づき、当該提案を可決する旨の第3回理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、令和5年度第3回理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

令和5年8月21日

公益財団法人東京都区市町村振興協会

議事録作成者

理事長 吉 住 健 一